

広報たはら広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、田原市が発行する「広報たはら」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の対象)

第2条 「広報たはら」に掲載する広告の対象は、要綱第8条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載単位)

第4条 「広報たはら」への広告掲載は、6か月を単位とする。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦46mm×横85mm（1枠分）

縦46mm×横175mm（2枠分）

(2) デザイン 田原市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に準拠し、かつ市のイメージを損なわないもの

(3) 配色 4色（フルカラー）

(広告の募集等)

第6条 広告の募集は、「広報たはら」等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 「広報たはら」への広告掲載を希望する者は、広報たはら広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければな

らない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第9条に規定する広告審査委員会を開催し、広告掲載の可否を広報たはら広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。この場合において、広告掲載を希望する者の数が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

- (1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する事業者の広告
- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者の広告
- (3) 第3順位 前2号の規定に当てはまらない広告

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者の数が募集枠数を超えるときは、先着順により決定する。

3 2枠分の広告掲載については、広告掲載を希望する者の数が募集枠数を超えない場合のみ可とする。

(広告掲載料)

第9条 「広報たはら」への広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、1か月分当たり1枠10,470円、2枠20,940円(いずれも消費税及び地方消費税を含む。)とし、広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告主の義務等)

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を自己の負担で作成し、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 広告内容の差し替えを行うときは、広告主は、広報たはら広告申込内容変

更届（様式第3号）により、変更を希望する「広報たはら」の発行日の30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

（広告内容の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱若しくは掲載基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。
- (4) その他市長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広報たはら広告掲載取消等通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により「広報たはら」への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広報たはら広告掲載取下届（様式第5号）により、広告掲載の取下げを希望する「広報たはら」発行の30日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第14条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由

により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、当該広告の掲載を取り消した号以降の納付済額に相当する額とする。この場合において、還付する広告掲載料に利子は付さないものとする。
- 3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、広報たはら広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 前各条の規定にかかわらず、ケーブルテレビ番組表については、別途協議により掲載の条件、内容及び可否を判断するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、「広報たはら」への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

広報たはら広告掲載申込書

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

広報たはら広告掲載要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲載期間 年 月号 ～ 年 月号
- 2 広告の内容
- 3 連絡先等 (1) 担当部署：
 (2) 担当者氏名：
 (3) 電話番号：
 (4) Fax：
 (5) E-Mail：
- 4 提出書類 (1) 会社案内等（会社の概要が分かるもの）
 (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書
 （個人事業主の場合は、住民票の写し）
 (3) 広告原稿案（内容、デザインが分かるもの）
 (4) その他市長が必要と認める書類
 (注) 田原市広告取扱要綱第6条第2項に該当する場合は、(2)の書類の提出は必要ありません。

(同意事項)

- ・ 田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定に該当する事実はありません。
- ・ 田原市の住民基本台帳及び市税等の納付状況を確認することに同意します。
- ・ 田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、広報たはら広告掲載要領、広報たはら広告募集要項の規定を遵守します。

広報たはら広告掲載・不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申し込みのあった「広報たはら」への広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 可・否
- 2 可の場合は今後の手続
※掲載料納入及び原稿提出の期限等
- 3 否の場合はその理由

広報たはら広告申込内容変更届

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

「広報たはら」への広告掲載について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更項目
- 3 変更内容

様式第4号（第12条関係）

広報たはら広告掲載取消等通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで決定した「広報たはら」への広告掲載について、下記
のとおり取り消します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由

広報たはら広告掲載取下届

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

「広報たはら」への広告掲載について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 取下期間 年 月号 ～ 年 月号（計 回）

2 取下げの理由

年 月 日

田原市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

広報たはら広告掲載料還付請求書

「広報たはら」への広告掲載料について、下記のとおり還付してください。

記

1 還付請求する期間 年 月号 ～ 年 月号（計 回）

2 請求金額 円

3 振込金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 支所 店
預金種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
口座名義人		

※口座名義人は請求者本人とする。